

生徒心得（抜粋）

この生徒心得は、本校学則22条により、生徒の生活指針として定められたものである。本校生徒であるという自覚のもとに、互いに協力し、秩序と規律の守られた明るい高校生活を送ろう。

1. 服装・頭髮等

制服	<p>○スラックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校指定のスーツ ・原則ネクタイ着用 ・ズボンには黒・紺・茶のベルト着用 ・夏季は上着・ネクタイ無しも可 ・女子は夏季、学校指定のニットベスト着用 <p>○スカート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校指定のスーツ ・原則リボン着用 ・ベルト着用やスカートを折ることは禁止 ・夏季は上着・リボン無しも可 ・女子は夏季、学校指定のニットベスト着用
	<p>夏季略装期間は、6月～9月までとする。 5月・10月は寒暖の差が大きいため、移行期間とし、夏季略装を認める。</p>
ワイシャツ	薄いブルーの学校指定ワイシャツ（略章付き）。
ネクタイ・リボン	学校指定のもの（上着着用時および冬季は必ず着用）。
校章	上着左襟につける。夏季はワイシャツの略章。
靴下	華美でないもの。ルーズソックスは禁止とする。
セーター	濃紺の学校指定のもの（略章付き）。指定外のもの・カーディガン等は禁止。
コート	学生コート（Pコート、ダッフルコート）のみ可。色は紺・黒・グレーの単色を標準とする。ジャンパー・ダウン・パーカー・ベンチコートなどは禁止。
雨具	自転車通学者は必ずカッパを用いる。傘差し運転禁止。
通学靴	標準短靴とする。
上履き	学校指定のものとし、氏名を明記する。
体育着等	学校指定のもの。
その他	リップクリームや日焼け止めを使用する場合は、無色のものに限る。 指輪・ネックレス・ピアス等の装飾品や化粧品は禁止。

※附則 この規定は、平成23年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

※補足 更衣は、夏季は6月1日から、冬季は10月1日からとする（5月・10月は更衣移行期間）。

夏季略装時に寒い場合、ブレザーを着用して登校してもよい（ネクタイ・リボン着用）。

禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニスカート（すそが膝中央より下にかかっていないと違反）。 ・スカート用ベルトやスカートのすそを折ること。 ・ワイシャツのすそ出しをすること。 ・ワイシャツのボタンを外すこと（夏季略装時は、第1ボタンはあけてよい）。 ・ズボンのずり下げ・白のベルトを着用すること。 ・ネクタイ・リボンをゆるめて着用すること（第1ボタンが見えない位置まであげる）。 ・本校指定以外のニットベスト・セーターの着用およびカーディガン等の着用。
------	---

(1) 登下校、他校訪問等の際は、本校の定める正規の服装とする。

(3) 特別な服装をしなければならない場合は、異装許可願をホームルーム担任に提出して許可を受ける。

(4) 頭髮については、清潔にし、パーマ・脱色・染色等、加工すること、また特異な髪形を禁止とする。

男子の髪はの長さは、①～③のようにする。

①前髪は、目にかからないこと。

②横は、耳にかからないこと。

③後ろは、ワイシャツの襟にかからないこと。

(5) 化粧・マニキュア・指輪・ペンダント等、装飾品の使用は禁止する。

2. 礼儀

(1) 挨拶は気持ち良く交わす。

(3) 校長室・職員室・事務室等へ入る時はノックをし、入室するときは、コート・マフラー等はずし、「失礼します」、退室するときは「失礼しました」と挨拶をして会釈をする。

(4) 互いに礼儀を守り、言葉遣いは正しく、粗野にならないようにする。

3. 通学

- (1) 登下校の際は、別に定める交通安全規程に従い、交通道徳を守り、安全を心がけ、他人に迷惑をかけるないようにする。
- (2) 自転車で通学する者は、自転車通学許可願を提出して許可を受け、自転車登録票（ステッカー）を付ける。
また、自転車に乗りながらの、ヘッドフォン等の使用は禁止する。
- (3) 自動車、自動二輪車及び原動付自転車による通学は禁止する。

4. 校内生活

- (1) 学習は真剣に励み、その他の教育活動にも積極的に参加する。
- (2) 始業時刻に遅れないように登校し、下校時刻までに下校する。ただし、教員の監督のもとに特別活動で、下校が遅れた場合はその限りでない。
- (3) 登校してから下校時までは、校外に出てはならない。必要やむを得ない場合は外出許可願を提出して、許可を受ける。
- (4) 校舎内外は、常に整理し環境美化につとめる。校舎、校具その他の施設は大切に取り扱い、万一破損した場合は申し出て責任を明らかにする。事情によっては弁償しなければならない。
- (6) 所持品にはすべて記名し、現金、時計等の貴重品は常に身につけ、盗難に十分注意する。やむを得ず貴重品を身辺から離す場合は、担任に預けたり、貴重品袋の利用や個人ロッカーに鍵を付けるなどして、管理する。また、ゲーム機等、授業に不要なものを持ち込みは禁止する。
- (9) 下校時刻以後は、校舎内へ許可なく立ち入ることを禁止する。
- (10) 特別活動で、下校時刻以後または休日等に学校の施設、校具等を使用するときは、事前に教員に願い出て許可を受け、使用後はきちんと後始末をする。

5. 校外生活

- (1) 校外においては、服装、言動に注意し、社会道徳に反しない行動をする。
- (3) 生徒としてふさわしくない娯楽施設への出入りは禁止する。
- (4) 外出の場合は、必ず要件・行先・帰宅時間等をあらかじめ保護者に告げておく。夜間の外出は慎む。また、保護者に無断で外泊してはならない。
- (5) 宿泊を伴う旅行を行う場合は、事前に旅行届を提出し、担任の指導を受ける。

- (6) アルバイトは、原則として禁止する。特別な事情がある場合は、アルバイト許可願を提出して許可を受ける。

6. その他

- (1) 事故や災害が発生したら、速やかに学校に届け出る。
- (2) 本人・家族に感染症が発生した場合は、速やかに学校に連絡して指示を受けなければならない。
- (3) 身分証明書は常に携帯し、紛失した場合はホームルーム担任に届け出る。
- (4) 校内外を問わず、喫煙・飲酒・薬物の乱用・暴力行為及びその他の法に触れる行為は禁止する。
- (5) 携帯電話については、登下校における防犯上の観点から、安全上必要と認め、所持を許可する。ただし、以下のことに注意すること。

〈注意事項〉

- ・校内での携帯電話の使用は禁止する。
- ※電源を切りカバンに入れる。（校内とは登校時の校門通過から下校時の校門通過まで）
- ・使用とは実際に使用中を指すことはもちろん、携帯電話を手を持っていることも含む。

〈新・スマホ安全利用私たちのルール〉

- ・「ながらスマホはしない！」
何かしようとする時には、必ず止まってからにする。
- ・「文字には感情がない！」
相手の気持ちを傷つけないように考えながら発信する。
- ・「他人に迷惑をかけるな！」
ネット上に個人情報や画像などをむやみに掲載しない。

交通安全規程（抜粋）

生徒は交通安全法規を守り、交通事故防止に細心の注意を払わなければならない。通学路については、最も安全と思われる道路を選ぶようにする。

1. 徒歩通学

- (1) 徒歩通学者は、歩道や路側帯を通らなければならない。歩道や路側帯のない道路では、道路の右端を一路で通らなければならない。
- (2) 姫宮駅と学校の間は、指定された通学路を通らなければならない。

2. 自転車通学

- (1) 自転車通学を希望する者は、自転車通学許可願を提出し、学校の許可を受けなければならない。
- (2) 自転車通学の許可を受けた者は、学校で定めた自転車登録票（ステッカー）を所定の位置（尾灯の上）に付ける。
- (3) 変形ハンドル車等の特殊な自転車は許可しない。
- (4) ライト・反射灯・または反射テープ・ベル等、法規で定められている付属品は必ず備え付け、常に自転車の整備に心がける。特にブレーキの調整に注意する。
- (5) 登校後は、所定の自転車置き場にきちんと置き、必ず鍵（二重ロック）をかける。
- (6) 自転車は、車道の左端に沿って通行すること。並列通行二人乗りは禁止する。
- (9) 雨天の際は、必ず雨カッパを使用する。傘をさしての片手運転は絶対にしてはならない。
- (10) 自転車に乗りながら、ヘッドフォン等の使用を禁止する。

3. 電車・バス通学

- (1) 車内道徳を守り、他人に迷惑をかけない。

4. 自動二輪車・原動機付自転車

- (1) 在学中に、自動二輪車・原動機付自転車の免許取得、購入、運転を必要とする場合は、必ず担任が本人及び保護者と面談を実施する。その後、必要な書類等を提出して、許可を得る。
- (2) 無断で（届け出なく）自動二輪車等の免許を取ったり運転したり、あるいは同乗させたり、乗車した場合は指導の対象とする。
- (3) 上記の手順として、「自動二輪車等免許取得届」、「自動二輪車免許等取得報告書」、「原動機付自転車購入等報告書」、「自動二輪車購入等報告書」、「原動機付自転車運転誓約書」、「自動二輪車運転誓約書」を提出する。
- (4) 自動二輪車等での通学は認めない。違反した場合

は指導の対象とする。

5. 自動車

- (1) 在学中に、自動車の運転免許取得、購入、運転をする場合は、担任が本人及び保護者と面談を実施する。その後、「自動車運転免許取得・自動車教習所入所届」を提出して、許可を得る。
- (2) 無断で（届け出なく）自動車教習所に入所または自動車運転免許証を取得した場合は指導の対象とする。
- (3) 自動車運転免許証を取得した場合は、「自動車運転免許取得報告書」、「自動車運転誓約書」を提出する。提出せずに運転した場合は、指導の対象とする。
- (4) 自動車を取得した場合は「自動車取得報告書」を提出する。
- (5) 自動車での通学は原則認めない。違反した場合は指導の対象とする。
- (6) 自動車教習所入所、自動車運転免許取得が学業、進路決定に影響が出ないようにする。
- (7) 特別な事情を除き、合宿での免許取得を禁止とする。

（校則の見直しにかかる手続き等）

生徒会会則 第5条

本会（埼玉県立宮代高等学校生徒会）の運営に対しては、顧問の指導と助言を受ける。まあ、すべての決定事項は、校長および職員会議の承認を受けなければならない。